

生駒市規則第10号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第28条の5第1項」の次に「又は第28条の6第2項」を加える。

第3条の2の4（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条に次の1項を加える。

3 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、市長が定めるところによる。

第5条の6第1項の表中「9級」を「8級」に、「8級」を「7級」に、「7級」を「6級」に改める。

第7条第2号を次のように改める。

(2) その退職又は失職の後期末手当支給基準日までの間において次に掲げる職員（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）となった者

ア 条例の適用を受ける職員

イ 企業職員（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）

ウ 技能職員（技能職員の給与に関する条例（昭和41年10月生駒市条例第35号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）

エ 特別職に属する職員

第9条の2第1項の表中「9級」を「8級」に、「8級」を「7級」に、「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に改める。

第11条第1項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 企業職員

(2) 技能職員

第18条を次のように改める。

(勤勉手当の成績率)

第18条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下

(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の71以上100分の78.5未満

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、市長が定めるところによるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。

第18条の次に次の2条を加える。

第18条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位に

ある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の35超、12月に支給する場合には100分の40超
- (2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40
- (3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には100分の35未満、12月に支給する場合には100分の40未満

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第18条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、市長が定める。

第20条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月生駒市条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する改正後の給料等の支給に関する規則第5条の5第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月生駒市条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。